(注) 上記の教科書の発行者は、次のとおりである。

発行者の番号・略称	発行者	住所
181　東点	社会福祉法人東京点字出版所	東京都三鷹市下連雀３の32の10
182　ライト	社会福祉法人日本ライトハウス	大阪府大阪市鶴見区今津中２の４の37
196　ヘレン	社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会	東京都新宿区大久保３の14の20
216　支援センター	社会福祉法人視覚障害者支援総合センター	東京都杉並区上荻２の37の10
217　日点	社会福祉法人日本点字図書館	東京都新宿区高田馬場１の23の４

○厚生労働省告示第四百四十号

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和二十四年政令第百八十八号）第一条第二項の規定に基づき、国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を次のとおり告示する。

平成二十四年七月二十五日　厚生労働大臣　小宮山洋子

平成二十四年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、平成十四年十月から平成二十二年三月までの各月分に係る国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第二条第一項に規定する後納保険料を納付する場合に納付すべき額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

平成十四年十月から平成十五年三月までの月分	一四、九四〇円
平成十五年四月から平成十六年三月までの月分	一四、七二〇円
平成十六年四月から平成十七年三月までの月分	一四、五一〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	一四、五六〇円
平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	一四、六一〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一四、六四〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一四、七六〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一四、八四〇円

○厚生労働省告示第四百四十一号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である社団法人京都府薬剤師会について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第三項の規定により、平成二十四年四月十九日をもってその住所及び試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年七月二十五日　厚生労働大臣　小宮山洋子

一　住所
　変更前　京都府京都市東山区五条通大和大路東入五丁目梅林町五百六十三番地
　変更後　京都府京都市東山区東大路五条上る梅林町五六三番地
二　試験検査を行う事業所の所在地
　変更前　京都府京都市東山区五条通大和大路東入五丁目梅林町五百六十三番地
　変更後　京都府京都市東山区東大路五条上る梅林町五六三番地

○農林水産省告示第千八百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日　農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県宮古市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び宮古市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日　農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市大東町小河内字藪ヶ廻八三八の五、八三八の六、字小堀九五一の四、字ノボシダ九五二、九五四の二、字向ノボシ田九五三の二、九五三の三、字ノロエ下モ一〇五二の二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日　農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道中川郡美深町字玉川二六一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び美深町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日　農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道標津郡中標津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　風害の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日　農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡平取町字豊糠六一の二（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日　農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県松山市東川町乙七〇の一〇
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月二十五日　農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町本川三七四〇の二、三七四一の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため